

## 平成28年度市町村間連携支援事業（緊急課題対応）助成金交付要綱

### （趣旨）

第1 公益財団法人青森県市町村振興協会（以下「協会」という。）は、人口減少社会における持続可能な行政サービスの維持・確保に向けた市町村間の連携に資するため、市町村が自ら行う市町村間連携による持続可能な行政サービスの提供体制構築等に係る検討・準備に係る経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

### （助成対象者）

第2 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）市町村

（2）2以上の市町村等で構成される協議会等で協会理事長が認めるもの

### （助成対象事業、助成対象経費及び助成限度額）

第3 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成対象経費に本助成金以外の助成金、補助金、寄附金、負担金、参加料その他の収入（以下「特定財源」という。）が充当される場合は、助成限度額の算定における助成対象経費合計額の積算において、当該充当額を控除しなければならない。

3 助成対象経費合計額に千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てた額をもって助成限度額とする。

### （交付申請）

第4 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者は、別に定める期日までに助成金交付申請書（様式第1号）を協会理事長に提出しなければならない。

### （交付決定）

第5 協会理事長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付する事業（以下「助成事業」という。）及び助成額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

### （申請の取下げ）

第6 助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者が、当該通知に係る助成金の交付決定の内容に不服がある場合には、助成金の交付決定の通知を受けた日から10日以内

に、交付申請取下げ承認申請書(様式第3号)を協会理事長に提出しなければならない。  
2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の中止・廃止)

第7 助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者が、助成事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を協会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の変更)

第8 助成事業者は、助成事業の内容の変更をしようとする場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ、変更承認申請書(様式第5号)を協会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当する場合とする。

(1) 交付決定額の20%以内の減額

(2) 助成対象経費内訳の各科目相互の増減の場合で、その増減の額が100千円又は各科目の額の30%以内の額

(3) 前2号の経費増減の範囲内での事業内容の変更で協会理事長が軽微と認めるもの

(事故報告)

第9 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合において、速やかに事故報告書(様式第6号)により協会理事長に報告してその指示を受けるものとする。

(実績報告、助成金の額の確定及び助成金の請求)

第10 助成事業者は、助成事業が完了した場合は、完了した日から起算して30日以内又は平成29年2月28日のいずれか早い日までに、協会理事長に対し完了実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 協会理事長は、完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成金額を確定し、助成金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 助成事業者は、助成金の交付を受けようとする場合には、速やかに協会理事長に対して助成金支払請求書(様式第9号)を提出するものとする。

(助成金の交付)

第11 協会理事長は、前条第3項の規定による請求書を受領した日から起算して14日以内に助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(概算払)

第12 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一

部の支払を請求することができる。

(1) 第5の交付決定通知において、概算払可能額の記載がある場合

(2) 協会理事長が必要と認める場合

2 概算払を受けようとする助成事業者は、協会理事長に対し助成金概算払申請書（様式第10号）を提出しなければならない。

3 協会理事長は、助成金概算払申請書の提出があったときは、その内容を審査の上速やかに概算払金額を決定し、概算払金額決定通知書（様式第11号）により通知し、決定の日から30日以内に概算払金額を交付するものとする。

(精算)

第13 前条第3項の規定により概算払金額の交付を受けた場合において、助成事業者は、第10第2項の通知により精算額が確定した場合は、協会理事長が指定する期日までに、協会理事長に精算額相当額を支払わなければならない。

2 精算額の支払に要する振込手数料その他の経費は、助成事業者の負担とする。

(交付決定の取消し)

第14 協会理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合、交付決定を取り消すことができる。

(1) 第6、第7、第8又は第9の規定による書類を提出しなかった場合

(2) 第4の規定による交付申請書類の内容に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合

(3) 第10の規定による完了実績報告書類の内容に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合

(助成金の返還)

第15 協会理事長は、交付決定を取り消した場合は、速やかに助成事業者に通知するとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めのない事項については、協会理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

<p>助成対象事業</p>	<p>助成対象者が自ら行う市町村間連携による持続可能な行政サービスの提供体制構築等に係る検討・準備のための事業で、平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間に着手し完了するものを対象とする。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>助成対象者が行う助成対象事業に要する経費で、次に掲げる経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 謝金</li> <li>(2) 旅費</li> <li>(3) 印刷製本費</li> <li>(4) 教材費、資料購入費</li> <li>(5) 通信運搬費</li> <li>(6) 使用料</li> <li>(7) 委託料</li> <li>(8) 受講料、参加料</li> <li>(9) その他協会理事長が認める経費</li> </ul>
<p>助成限度額</p>	<p>助成限度額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象経費合計額又は300千円のいずれか低い額</li> </ul>